

国民健康保険野上厚生病院組合における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日策定
国民健康保険野上厚生病院組合

国民健康保険野上厚生病院組合における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性の活躍を推進するため、病院事務局において本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標および、目標達成のための取組

目標：①男性職員の育児休業取得の実績をつくる。

②女性職員の育児休業の取得率 100%維持に努め、取得期間の延長など制度の活用を推進する。

③年次有給休暇の平均取得日数を 10 日以上とする。

取組：◆育児休業に関する給与の取り扱いや育児休業中の経済的支援措置など、男女を問わず対象となる職員に対して、必要な情報を提供する。

◆育児休業から復帰した職員が円滑に業務が行えるよう、所属する職場内での相互応援等の職場体制の確保や、院内保育施設「こすもす保育室」の利用を推進する。

- ◆家庭内における親子のふれあいや配偶者のサポート等、男性職員が積極的に家庭生活に関わることができるよう、さらに職員の健康管理、職務に対する能率向上のため、所属長が率先して休暇制度等を利用しやすい環境づくりに努める。